

○和歌山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

平成24年12月20日

条例第50号

改正 平成27年3月19日条例第13号

平成28年12月15日条例第70号

平成31年2月27日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第54条第1項第2号、第115条の2第2項第1号、第115条の2の2第1項各号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに法第53条第1項本文の指定の申請者の基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等)

第3条 指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、次条から第8条までに規定するもののほか、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「省令」という。）の規定（省令第54条（第61条において準用する場合を含む。）、第73条、第83条、第92条、第122条、第141条（第159条、第166条及び第185条において準用する場合を含む。）、第194条（第210条において準用する場合を含む。）、第233条第4項第1号イ、第244条、第261条、第275条（第280条において準用する場合を含む。）及び第288条を除く。）による基準をもって、その基準とする。

(指定介護予防特定施設の介護居室の定員)

第4条 指定介護予防特定施設（省令第230条第1項に規定する指定介護予防特定施設をいう。以下この条において同じ。）の1の介護居室（同項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。以下この条において同じ。）の定員は、次に掲げる場合を除くほか、1人（利用者の処遇上必要と認められる場合にあつては、2人）とする。

(1) 介護居室が省令第253条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居

者生活介護を行うためのものである場合

(2) 指定介護予防特定施設が平成18年4月1日に現に存した養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。）（同日において建築中であつたものを含む。）である場合

（記録の整備）

第5条 省令第54条（第61条において準用する場合を含む。）、第73条、第83条、第92条、第122条、第141条（第159条、第166条及び第185条において準用する場合を含む。）、第194条（第210条において準用する場合を含む。）、第244条、第261条、第275条（第280条において準用する場合を含む。）及び第288条の規定は、指定介護予防サービス又は基準該当介護予防サービスの事業を行う者（次条から第7条までにおいて「事業者」という。）が整備し、かつ、保存しなければならない記録について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第54条第2項	その完結の日から2年間	当該指定介護予防訪問入浴介護を提供した日から5年間
第61条において準用する第54条第2項	その完結の日から2年間	当該基準該当介護予防訪問入浴介護を提供した日から5年間
第73条第2項	その完結の日から2年間	当該指定介護予防訪問看護を提供した日から5年間
第83条第2項	その完結の日から2年間	当該指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した日から5年間
第92条第2項	その完結の日から2年間	当該指定介護予防居宅療養管理指導を提供した日から5年間
第122条第2項	その完結の日から2年間	当該指定介護予防通所リハビリテーションを提供した日から5年間
第141条第2項	その完結の日から2年間	当該指定介護予防短期入所生活介護を提供した日から5年間
第159条において準用する第141条第2項	その完結の日から2年間	当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供した日から5年間
第166条において準用する第141条第2項	その完結の日から2年間	当該共生型介護予防短期入所生活介護を提供した日から5年間
第185条において準用する第141条第2項	その完結の日から2年間	当該基準該当介護予防短期入所生活介護を提供した日から5年間

第194条第2項	その完結の日から2年間	当該指定介護予防短期入所療養介護を提供した日から5年間
第210条において準用する第194条第2項	その完結の日から2年間	当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供した日から5年間
第244条第2項	その完結の日から2年間	当該指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した日から5年間
第261条第2項	その完結の日から2年間	当該外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した日から5年間
第275条第2項	その完結の日から2年間	当該指定介護予防福祉用具貸与を提供した日から5年間
第280条において準用する第275条第2項	その完結の日から2年間	当該基準該当介護予防福祉用具貸与を提供した日から5年間
第288条第2項	その完結の日から2年間	当該指定特定介護予防福祉用具販売を提供した日から5年間

(人権擁護)

第6条 事業者は、指定介護予防サービス又は基準該当介護予防サービスの利用者の人権を擁護するため、指定介護予防サービス又は基準該当介護予防サービスを提供する事業所ごとに、人権擁護推進員を置くとともに、従業者に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。

(災害対策推進員の配置)

第7条 事業者（指定介護予防サービス又は基準該当介護予防サービス（これらのうち介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に限る。以下この条及び次条において同じ。）の事業を行う者に限る。同条において同じ。）は、非常災害対策を推進するため、指定介護予防サービス又は基準該当介護予防サービスを提供する事業所（同条において単に「事業所」という。）ごとに災害対策推進員を置かなければならない。

(安全管理対策推進員の配置)

第8条 事業者は、指定介護予防サービス又は基準該当介護予防サービスの利用者の安全管理対策を推進するため、事業所ごとに安全管理対策推進員を置かなければならない。

(法第115条の2第2項第1号の申請者)

第9条 法第115条の2第2項第1号の条例で定める者は、法人である者とする。ただし、病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予

防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、この限りでない。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 19 日）

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 4 号）附則第 2 条に規定する旧指定介護予防訪問介護及び旧基準該当介護予防訪問介護並びに同令附則第 4 条に規定する旧指定介護予防通所介護及び旧基準該当介護予防通所介護については、この条例による改正前の和歌山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第 3 条、第 4 条及び第 6 条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成 28 年 12 月 15 日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 31 年 2 月 27 日）

この条例は、公布の日から施行する。